

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 所得稅の特別減稅

Q：今年の所得稅の特別減稅は、どのような方法で行われるのでしょうか教えてください。

A：平成7年の所得稅の特別減稅は次のようになります。

平成7年分 × 15% = 特別減稅額  
の所得稅額 (5万円が限度)

実施方法は、次のそれぞれの方法によります。

### (1) 給与所得者の場合

還付事務は給与支払者が行います。

① 平成7年1～6月の源泉徴収稅額の15%相当額を、原則として平成7年6月に還付します。

(2万5千円が限度)

② 平成7年分の年間給与に係る所得稅の年稅額の15%相当額から①の還付金額を引いた額を年末調整時に控除します。

### (2) 公的年金等(厚生年金・国民年金・恩給等)の受給者の場合

還付事務は公的年金等の支払者が行います。

① 平成7年1～6月に支払われた公的年金等に係る源泉徴収稅額の15%相当額を1～6月の最終支給月に還付します。

② 平成7年7～12月に支払われた公的年金等に係る源泉徴収稅額の15%相当額を7～12月の最終支給月に還付します。

最終的には確定申告で精算します。

### (3) 予定納稅を行う事業所得者

予定納稅第1期及び第2期において特別減稅額を加味した納付書で納付し、最終的に確定申告で精算します。

### (4) その他の者

確定申告で行います。

